

歯及び口腔の健康づくり推進部会運営要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、本県における歯科保健対策の連携体制を構築し、各分野において、歯科保健に対する共通認識を得るとともに、歯科保健対策の現状把握や課題への推進方策等の検討を行い、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、健康づくり推進条例第 23 条第 4 項に基づき設置される歯及び口腔の健康づくり推進部会（以下、「部会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 部会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりの普及啓発に関すること
- (2) 健康づくり推進条例第 8 条及び第 9 条に基づく計画目標を達成するための歯の健康づくり分野の課題や推進方策の検討に関すること
- (3) その他歯科保健対策の推進に関すること

(組 織)

第 3 条 部会（テレビ会議等によることを含む）は、21 人以内の委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。

(会 議)

第 4 条 部会長（健康づくり審議会規則（平成 23 年兵庫県規則第 7 号）第 8 条第 2 項に規定する者をいう。以下同じ。）は必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求めることができる。

(書面による審議)

第 5 条 部会は、必要と認めるときは、期日を指定し、書面で委員等の意見を聴くことにより、部会の審議に代えることができる。

- 2 前項の期日内に委員等の半数以上から返信があった場合は、会議が開催されたものとみなし、返信があった委員を出席者とみなす。

(ワーキング部会)

第 6 条 部会に、特定の事項に関する課題等を検討するためのワーキング部会（テレビ会議等によることを含む）を置くことができる。

- 2 ワーキング部会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 ワーキング部会に、ワーキング部会長を置く。
- 4 ワーキング部会長は、ワーキング部会に属する委員のうちから部会長が指名する。
- 5 ワーキング部会長は、会務を総理し、ワーキング部会を代表する。
- 6 ワーキング部会長に事故があるとき、またはワーキング部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代表する。
- 7 ワーキング部会の会議については、前条の規定を準用する。

(謝金等)

第 7 条 第 4 条及び前条第 7 項の規定に基づき、出席を求められた委員等以外の者が会議の職務を行うため、会議に出席したときは、委員等以外の者（県の職員である者を除く。）に対して、委員等に支給される報酬と同額の謝金を支給する。

- 2 前項の場合においては、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により行政職 8 級の職務にある者に対して支給する額に相当する額の旅費を支給する。ただし、県の職員である委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

(庶 務)

第 8 条 部会の庶務は、保健医療部健康増進課において処理する。

(補 則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。